



保

# 早期発見・治療のため

特定健診受診優良地区を表彰します

近年、高齢化や生活習慣病の増加などで、町の国民健康保険の医療費も増加の一途をたどっています。

医療費増加の対策の一つとして、病気の早期発見・早期治療につなげるため、特定健診を受診することが重要です。町では、特定健診の受診率を向上させるきっかけづくりとして「受診率の高い地区」を表彰します。

## 受賞対象地区・報奨金

町内を健診の対象者数から33地区に区分けし、その中で受診率が高い順から3地区。また、特別賞として受診率の伸び率が最も高い地区(受賞した3地区以外)を表彰します。

※健診の対象者は、40歳以上75歳未満の人

順位	報奨金
1位	7万円
2位	5万円
3位	3万円
特別賞	3万円

## 表彰式の内容

10月13日(日)開催予定の「さまざまにスポーツ・健康フェスタ」で表彰式を行います。賞状と報奨金を地区の代表者に授与します。



昨年の健康フェスタでの表彰の様子



金

# 年末調整・申告に必要

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料は、納付した全額が所得税や町民税などの社会保険料控除の対象になります。社会保険料控除を申告する際は、今年1年間に納付(保険料納付見込みを含む)した国民年金保険料額を証明する書類の添付が必要です。

このため、1年間に納付した国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されます。

年末調整または確定申告の際には、必ずこの証明書が領収書を添付してください。

※控除証明書は町役場では発行しません。紛失などによる再発行は熊本東年金事務所で行います。

## 控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570・070・1117

IP電話の場合

☎ 03・6700・1130

## 利用期間

11月1日～平成26年3月14日

## 受付時間

月～金曜 午前8時30分～午後5時15分

※12月29日～平成26年1月3日、祝日は休み。

※月曜日(休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで延長。

第2土曜 午前9時30分～午後4時

※休日(都合で予定が変更することがあります)。

## 控除証明書送付時期

平成25年1月1日から 9月30日までに 納付した人	平成25年 <b>11月</b>
平成25年10月1日から 12月31日までに 今年はじめて納付した人	平成26年 <b>2月</b>